

自然冷媒を用いた業務用空調機器導入推進事業実施要綱

(制定) 令和8年5月7日付8環改保第46号

(目的)

第1条 この要綱は、都内におけるフロン冷媒ストックの削減を図るため、東京都（以下「都」という。）と、業務用空調機器（快適な室内環境を維持するために建築物内部の温度、湿度、気流、空気清浄度等を制御する設備のうち、蒸気圧縮式冷凍サイクル式（圧縮機で冷媒ガスを圧縮し、凝縮器、膨張弁、蒸発器を通じて冷媒を循環させる方式をいう。）のものうち、自然冷媒（フロン類ではないアンモニア、二酸化炭素、空気及び炭化水素等の冷媒をいう。）を用いた機器（以下「自然冷媒機器」という。）の導入に取り組む企業等が連携して実施する「自然冷媒を用いた業務用空調機器導入推進事業」（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第2条 都は、都と連携して自然冷媒機器の導入に取り組む企業等（以下「協定事業者」という。）と協定（以下「本協定」という。）を締結した上で、協定事業者が都に提供する自然冷媒機器の稼働データ（以下「事業対象データ」という。）を活用し、自然冷媒機器の導入に関する課題、その解決方法、導入効果等を広く周知する。

(対象者)

第3条 協定事業者は、協定に基づき行われる事業の公益性、広域性等に鑑み、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 政治団体若しくは宗教団体又はこれらに類する者でないこと。
- 二 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 三 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと。
- 五 法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと。
- 六 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）その他関係法令を遵守していること。

(協定の締結)

第4条 都は、本協定を締結しようとする事業者が次の各号に掲げる要件を全て満たす場

合に、協定を締結できるものとする。

- 一 都内に本社又は事業所を有すること。
- 二 事業者が所有する建物において、自然冷媒機器を使用していること。
- 三 都に対して、事業対象データを提供できること。

なお、事業対象データは過去1年間における稼働及び停止の状況を含むものとし、季節ごとの傾向が把握できることを要件とする。

- 四 前号を踏まえ、都が分析結果を公表すること及び本実施要綱に基づく取組を広報することに協力できること。

(費用負担)

第5条 協定事業者が都に提供する事業対象データの取得及び整理その他次条第2項に規定する役割を担うために要する費用の一切は、協定事業者が負担するものとする。

(役割分担)

第6条 本事業における都の役割は、次のとおりとする。

- 一 協定事業者からの事業対象データの受領及び分析等
- 二 本事業の実施に係る総合的な調整
- 三 本事業の実施内容のホームページへの掲載等による広報
- 四 その他本事業の実施のために必要な業務

2 本事業における協定事業者の役割は、次のとおりとする。

- 一 事業対象データの都への提供
- 二 本事業の実施内容のホームページへの掲載等による広報

(実施期間)

第7条 本事業の実施期間は、令和8年度から令和10年度末までとする。

附則（令和8年5月7日付8環改保第46号）

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。